

「気象警報」発表時等の対応について

- 1 朝来市または養父市のどちらか一方、あるいは両市に大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪の（特別）警報発表の場合
（「但馬南部」、「兵庫県北部」、「兵庫県全域」と発表の場合も同じ扱い）

午前6時に警報が発表されている場合は、臨時休業とする。

- 2 但馬北部および播磨北西部の市町に警報が発表されたが、但馬南部には発表されていない場合

(1) 但馬南部(朝来市、養父市)の生徒は安全を確認の上、登校する。

(2) 但馬北部(豊岡市、香美町、新温泉町)及び播磨北西部(神河町)の警報

発表地域に居住する生徒については、午前6時に警報が発表されている場合は、公欠とする。

- 3 登校後に警報が発表された場合は学校の指示に従う

- 4 気象警報発表の有無に関わらず、午前6時現在でJR山陰線が運休の場合は臨時休業とする。午前6時現在で播但線のみが運休の場合、播但線利用者は公欠とする。